

大雪地区広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成15年9月3日
条例第11号

改正 平成28年3月25日 条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、東川町職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成15年9月3日から施行する。
- 2 美瑛町及び東神楽町から派遣されている職員については、第2条の規定に関わらず、派遣元の町職員の例による。

附 則（平成28年3月25日 条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。